

平成30年度定例監査実施結果（下期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果について、第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施所属数 116所属（年間定例監査対象所属数260所属）
- 2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 平成30年9月19日～平成31年1月29日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、郵便切手類に係る事務処理を重点事項として実施した。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 3件 指導事項 81件 注意事項 78件 合計 162件

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1					3
指導事項		23	9	17	4	12	14		2		81
注意事項		3	5	18	2	3	9		38		78
合計	0	26	14	37	6	16	23	0	40	0	162

<参考：平成29年度定例監査結果（下期）>

指摘事項 2件 指導事項 89件 注意事項 46件 合計 137件

（参考：昨年度下期との比較）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲2		2		1					1
指導事項		▲3		▲6	▲8	▲2	10		1		▲8
注意事項		▲1	2	6	▲11				36		32
合計	0	▲6	2	2	▲19	▲1	10	0	37	0	25

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、3所属で3件あった。

(1) [リニア用地事務所] (給与)

通勤手当の認定において、バスを利用するものとして通勤手当額が決定されていたが、通勤実態が通勤届と異なることが常態化した時点で通勤方法を変更する通勤届を提出すべきところ、その提出が遅れ、通勤手当が過大に支給されていた。(合計 126,540 円)

(2) [水産技術センター] (給与)

昨年度の定例監査において、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため、指導事項とした。今年度の監査においても、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

(3) [食肉衛生検査所] (財産)

平成29年12月18日の火災報知設備等保守点検業務委託の結果、消火器具及び自動火災報知設備に不良箇所があることが判明したが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていないものがあった。

8 指導事項の主な内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 収入 (23件) | 収入未済 (13件) など |
| (2) 支出 (9件) | 支出科目の誤り (2件) など |
| (3) 給与 (17件) | 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの (12件) など |
| (4) 物品 (4件) | 検収調書の作成が行われていなかったもの (2件) など |
| (5) 財産 (12件) | 行政財産使用許可に関するもの (5件) など |
| (6) 契約 (14件) | 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかったもの (10件) など |
| (7) 工事 (0件) | — |
| (8) 重点事項 (2件) | 郵便切手類に係る事務が適切に行われていなかったもの (2件) |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 収入 (3件) | 直接収納事務の取扱いについて、不備があったもの (2件) など |
| (2) 支出 (5件) | 公共料金等の確定払いに係る自動口座振替事務に係る不備 (2件) など |
| (3) 給与 (18件) | 通勤手当の認定において、通勤届の記載欄に不備のあったもの (11件) など |
| (4) 物品 (2件) | 購入した備品に備品シールが貼付されていなかったもの (1件) など |
| (5) 財産 (3件) | 行政財産の使用許可の申請書に記載の不備があったもの (1件) など |
| (6) 契約 (9件) | 契約書に貼付すべき収入印紙の金額の誤り (6件) など |
| (7) 工事 (0件) | — |
| (8) 重点事項 (38件) | 郵便切手類に係る事務が適切に行われていなかったもの (38件) |

○ 平成30年度の定例監査の実施状況

監査実施所属数 260所属

監査対象期間 (上期) 平成29年度

(下期) 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

監査実施機関 平成30年4月19日～平成31年1月29日

平成30年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1					3
指導事項		63	18	21	12	29	19	1	8	2	173
注意事項		7	10	23	5	5	21	3	57	1	132
合計	0	70	28	46	17	35	40	4	65	3	308

平成29年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		4									4
指導事項		69	13	31	22	27	16	2	1	1	182
注意事項		7	5	16	19	6	21	4	10	1	89
合計	0	80	18	47	41	33	37	6	11	2	275

平成30年度と平成29年度との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲4		2		1					▲1
指導事項		▲6	5	▲10	▲10	2	3	▲1	7	1	▲9
注意事項		0	5	7	▲14	▲1	0	▲1	47	0	43
合計	0	▲10	10	▲1	▲24	2	3	▲2	54	1	33

○ 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりである。

(1) 総括的な意見

今回の監査で明らかとなった不適切な事務処理については、これまでの監査で指摘されている内容と類似したものも多いことから、2020年度からの地方自治法の規定に基づく内部統制の整備、運用及び評価の実施に向けて、これまでの監査等で明らかとなった指摘事項等を踏まえ、事務処理上のリスクの分析と評価、事務事業の実施体制や規程の見直しなど、内部統制の整備及び運用に適切に取り組み、事務事業が経済的、効率的かつ効果的に行われるよう努められたい。